

## エアバッグ類車上作動処理業務の加入事業者に対して、規約第7条に基づき行った加入登録の取消事業者

No.	登録取消日	事業者名/事業所名	事業所の住所	取消理由
13	2023.10.01	有限会社 余市パーツ	北海道余市郡余市町梅川町467-1	2023年8月実施の現地監査にて、部品倉庫に未処理エアバッグ付シートが正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)2個保管されていた。
12	2023.9.01	有限会社 東洋車輛解体	愛媛県新居浜市大生院763-2	2023年7月実施の現地監査にて、解体作業場および部品倉庫等に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)、30個程度保管されていた。
11	2023.8.01	有限会社 平山金属	宮崎県延岡市大武町1323-65	2023年6月実施の現地監査にて、解体作業場に未処理エアバッグ類を正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)、4個保管していた。内1個は管理台帳に記載され、エアバッグ類引渡報告は実施済であった。
10	2023.7.01	株式会社 小林商店	三重県津市安濃町安濃1958-1	2023年6月実施の現地監査にて、解体作業場に未処理エアバッグ付シートを正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)、2個保管していた。
9	2023.7.01	株式会社 ホンダ貿易	神奈川県横浜市瀬谷区北町27	2023年5月実施の現地監査にて、以下を確認した。 エアバッグ作業後の車両置き場にて、エアバッグ類未処理トラックキャビンが2台存在した。いずれも管理台帳に記載され、エアバッグ類引渡報告は実施済であった。
8	2023.6.01	有限会社 サルマートレーディング	福岡県宗像市田野2316-6	2023年4月実施の現地監査にて、以下を確認した。 ① 解体済自動車保管場所にて、エアバッグ類未処理ハーフカット車台が4台存在した。内1台はエアバッグ類引渡報告が実施済であった。 ② 部品倉庫に未処理エアバッグ付ステアリングシャフト2個、およびヤード内に未処理エアバッグ類3個を正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)、保管していた。

エアバッグ類車上作動処理業務の加入事業者に対して、規約第7条に基づき行った加入登録の取消事業者

No.	登録取消日	事業者名/事業所名	事業所の住所	取消理由
7	2023.3.01	玉山龍夫/玉山商会	千葉県千葉市稲毛区長沼原町159-8	2022年12月実施の現地監査にて、解体作業場に未処理エアバッグ付ステアリングシャフト、助手席モジュールを正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)、14個保管していた。
6	2023.3.01	有限会社 オートビクトリー	大阪府和泉市福瀬町488-1	2022年11月実施の現地監査にて、解体作業場に未処理エアバッグ付ステアリングシャフトを正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)、1個保管していた。
5	2023.3.01	ハーデミ ユネス/ペルシャ貿易	大阪府和泉市国分町1596	2022年11月実施の現地監査にて、解体作業場に未処理エアバッグ付シートを正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)、2個保管していた。
4	2023.3.01	ヒンダウイトレーディング 株式会社	大阪府岸和田市稲葉町1197-2	2022年11月実施の現地監査にて、解体作業場に未処理エアバッグ付シートを正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)、1個保管していた。
3	2023.2.01	有限会社 ニック・トクシマ	徳島県板野郡藍住町住吉字若宮15-1	2022年11月実施の現地監査にて、解体済自動車置き場にシートベルトプリテンショナー、サイドエアバッグの未処理車台が5台発見された。いずれも管理台帳に実施日、処理個数が未処理分も含め記載され、エアバッグ類引渡報告は実施済であった。 解体作業場に未処理エアバッグ付ステアリングシャフト、助手席モジュールなどを正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)、16個保管していた。
2	2022.12.09	有限会社 アヤンインターナショナル	岡山県美作市五名字中ノ田1995-2	2022年10月実施の現地監査にて、解体済自動車保管場所にて、エアバッグ類未処理の車台が2台存在した。

エアバッグ類車上作動処理業務の加入事業者に対して、規約第7条に基づき行った加入登録の取消事業者

No.	登録取消日	事業者名/事業所名	事業所の住所	取消理由
1	2022.12.01	原野重信/八女産業	福岡県筑後市大字前津1902-1	2022年5月実施の現地監査にて「エアバッグ類 車上作動処理業務規約」第15条に基づく立ち入り調査等において不適正な業務が発見されたことから、速やかに業務を改善するよう一時停止とし適正処理を実施している旨の報告を求めた。しかし提出書類の不備等が複数回あり都度改善を依頼したが対応頂けず、車上作動処理業務を適正に行う事が出来ないと判断したため。